

議案第 88 号

議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
始良市蒲生観光交流センター	始良市蒲生町上久徳2308番地 1
始良市蒲生観光交流センター（別館）	始良市蒲生町上久徳2324番地

2 指定管理者となる団体の名称

斯文堂株式会社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで